

国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する具体的対応について（抜粋）

〔平成6年6月23日 6林野管第108号
林野庁長官より各営林(支)局長等あて〕
〔最終改正〕平成23年5月30日23林国管第21号

X 予算決算及び会計令第85条の基準及び同基準の取扱いについて

第1 趣 旨

国有林野事業特別会計においては、工事契約等についての的確な履行を図る観点から、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため、最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準及び調査に関する運用等は、次によるものとする。

第2 基 準

国有林野事業特別会計に係る工事又は製造その他の請負契約で、一契約に係る予定価格が1千万円を超えるものについての予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号のいずれかによるものとする。

- 1 工事の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 2 製造その他の請負契約のうち、測量業務、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務及び補償コンサルタント業務（「競争参加者選定事務取扱要領の制定について」（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達）別表1の2測量・建設コンサルタント等契約の業種の区分（以下「業種区分」という。）1から5及び7に掲げる業種）並びにその他の業務（業種区分8に掲げる業種）のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

- 3 製造その他の請負契約のうち、一般調査業務（業種区分6に掲げる業種）の請負契約については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 4 製造その他の請負契約（上記2及び3に掲げる業種に係る契約を除く。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た金額に満たない場合

第3 本基準の運用の基本方針

- 1 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予決令第86条の調査を行うものとする。
- 2 本基準に該当する場合であっても、予決令第86条の調査の結果、当該申込みに係る価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その者を落札者とするものとする。
- 3 予決令第86条の調査を具体的に判断するため、次の事項について調査を行うものとする。
 - (1) 当該工事の請負又は製造その他の請負を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項の適否
 - (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
 - (3) 当該入札者の経営状態
 - (4) その他必要な事項

第4 本基準の運用

- 1 本通知における「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」、「直接測量費」、「測量調査費」、「直接人件費」、「特別経費」、「直接経費」、「直接調査費」及び「間接調査費」の用語の定義については原則として、それぞれ次の基準等の例によるものとする。
 - (1) 公共建築工事積算基準（平成17年3月25日付け16経第1987号大臣官房経理課長通知）
 - (2) 「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）
 - (3) 「森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要

額の制定について」(7林野治第1078号林野庁長官通知)

2 工事の請負契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(注)「一般管理費」とは、治山・林道工事及び建築工事における「一般管理費等」をいう。

3 製造その他の請負契約のうち、次表の業種区分の欄に掲げる業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)の請負契約ごとに10分の6から10分の8(一般調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5)までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の請負契約ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6(一般調査にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2)とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
建設コンサルタント(建築に関するもの)及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント及び設計(土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費と労務費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
一般調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
土地家屋調査、補償コンサルタ	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を	諸経費の額に10分の6を

ント、不動産鑑定及び司法書士			乗じて得た額	乗じて得た額
----------------	--	--	--------	--------

- 4 2又は3によりがたい場合等については、工事は10分の7から10分の9まで、建設コンサルタント等業務は10分の6から10分の8（一般調査にあつては3分の2から10分の8.5）までの範囲内で適宜の割合とする。
- 5 製造その他の請負契約（3に掲げる業種に係る契約を除く。）に係る調査基準価格の算定に当たっては、予定価格に10分の6を乗じて算出する。
- 6 予定価格調書への調査基準価格の記載

契約担当官等は、事務の適正な執行を確保するため、予決令第79条の「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「(調査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに当該調査基準価格に105分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/105〇〇円)」と記載しておくものとする。